

# 記載例

## 租税条約の規定による 年度分個人市・県民税の免除に関する届出書

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第11条に基づき次のとおり届け出ます。

年 月 日

富士吉田市長 あて

市・県民税の 免除を受ける者	氏 名	〇〇〇〇〇 〇〇〇		
	住 所（居 所）	富士吉田市下吉田〇—〇—〇		
	生 年 月 日	1984年4月1日	年 齢	〇〇歳
	国 籍	中国	入国年月日	20〇〇年4月1日
	在 留 資 格	留学		
	在 留 期 間	20〇〇年4月1日～20〇〇年3月1日		
	入国前の住所	〇〇省〇〇市〇〇区〇〇		
租税条約の規定 に基づく所得税 の免除について	所得税については、日本国と <u>中華人民共和国</u> との間の租税条約第 <u>21</u> 条 <u>1</u> 第 項により、租税条約に関する届出書を <u>〇〇</u> 年 <u>〇</u> 月 <u>〇〇</u> 日に税務署に提出 して免除を受けています。			
勤務先 ・ 学校	名 称	〇〇〇〇大学		
	所 在 地	富士吉田市下吉田〇—〇—〇		
免税となる所得	支 払 者 名 称	株式会社〇〇		
	支 払 者 所 在 地	富士吉田市下吉田〇—〇—〇		
	契 約 期 間	20〇〇年5月1日～20〇〇年4月30日		
	所 得 の 種 類	給与	支 払 金 額	月額10万円
	支 払 方 法	現金	支 払 期 日	毎月10日
	職 務 の 内 容		資 格	
納税管理人 ※届出している場合	氏 名			
	住 所			
その他参考と なるべき事項				

### ※添付書類

- ・本人確認書類（個人番号カードの表面、在留カード、パスポート、運転免許証のいずれか一つ）の写し
- ・税務署に提出された「租税条約に関する届出書」の写し（お持ちの場合のみ）
- ・学生の場合は在学証明書、事業修習者は事業修習者であることがわかる書類

### ※注意事項

- ・提出期限（3月15日）までにご提出ください。（土曜日、日曜日、祝休日等閉庁日の場合は翌開庁日）
- ・届出書は毎年提出していただく必要があり、提出がない年は免除を受けられませんのでご注意ください。